

第24回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成27年5月28日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者等

（委員）

伊藤納，金津保，裁成人，土本真弓，寺本和佳子，長尾文則，中野玲，中村昭子，橋本治，村木敬行，村瀬里佳（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

家裁裁判官，首席家裁調査官，家裁首席書記官，家裁訟廷管理官，家裁事務局長，家裁事務局次長，地裁総務課長，家裁総務課課長補佐

4 議 事

(1) 各委員の自己紹介

(2) 本題テーマ「家庭裁判所における広報について～家事事件手続を中心として～」の趣旨説明

(3) 家庭裁判所の広報の特徴及び現状等についての説明

(4) 意見交換 意見交換の要旨は別紙のとおり

(5) 次回期日 平成27年11月17日（火）午後1時30分

(6) 次回の意見交換の主なテーマについて

「裁判所における人材育成について（仮題）」

(別紙)

意見交換の要旨

- (A委員) 各自治体にリーフレットを配布しているとのことであるが、子どもに関する手続のリーフレットは、子ども相談センター（児童相談所）にも備え付けると有効に活用されるのではないか。
- (B委員) 警察署に裁判所のリーフレットが備え付けられていることは承知しているが、具体的な活用方法は把握していない。
- (C委員) 弁護士会ロビーには裁判所のリーフレットを備え付けてあり、弁護士がリーフレットを使用して相談者に説明するということはないが、相談を待っている間にリーフレットを手にする人はいる。
- (D委員) 銀行協会でも成年後見制度のリーフレットを作成しているが、あくまでも銀行の手続に関するリーフレットであるので、実際に制度を利用する人のために、裁判所のリーフレットを備え付けておくことは有益だと思う。
- (E委員) 私は、家庭裁判所というものを意識したことがなく、リーフレットも見ることがない。自分が家庭裁判所の手続を必要する立場になったとしても、口頭で説明を受けて初めて手続が理解できると思う。公民館などにも家庭裁判所の手続を必要とする人の出入りはあると思うが、リーフレットを手にする人は少ないのではないか。やはり対面での説明が重要だと感じる。
- (F委員) 保護司が集まる機会に、裁判所のリーフレットを配付して手続を説明したことがあるが、実際に言葉で伝える方がより効果があると感じた。相手方からの要請が必要になるが、リーフレットの配付だけでなく、裁判所から積極的に手続の説明に行くことで効果があがると思う。
- (委員長) どういったところに説明に行くことが効果的であるのかという点について意見を伺いたい。

- (F 委員) 相談を受けた保護司がサポートセンターにあるリーフレットを参考にして、裁判所の手続を案内したことがある。
- (G 委員) すべての人にリーフレットを配布するというのは、予算の問題も含めて不可能であるし、配布しても読んでもらえるとは限らない。家庭裁判所の手続は、自治体などで相談を受けることが多いから、自治体の事務担当者などポイントとなる人物、キーパーソンに手続を知ってもらう必要がある。また、子どもに関する手続については、生徒指導を担当する教員もキーパーソンとなる。
- (B 委員) DVやストーカーの被害者も家庭裁判所の手続を必要とすることがあるから、子ども相談センター（児童相談所）などの研修に出向いて、担当者に説明することも有効である。
- (E 委員) 周囲の人からアドバイスを求められるという意味では、PTA役員もキーパーソンとなり得る。
- (G 委員) PTA役員のほかに、児童委員や民生委員も相談を受けることが多いから、社会福祉関係の職員に対して説明をすることも有効である。医師会に説明に行くことも効果があるのではないか。
- (A 委員) 家庭の問題を医師に相談することは少ないから、子どもの問題となれば、学校関係者に対して説明をする方が有効だろう。
- (D 委員) 銀行の窓口担当者も成年後見制度など家庭裁判所の手続を知っていれば、裁判所への橋渡しができるので、窓口担当者の研修などで手続の説明をすることも効果がある。
- (G 委員) 自治体を含めて相談を受ける担当者は、裁判所の手続につなぐ部分で詳細がわからず迷いが生じているから、そういった人に向けて説明をしていくことが重要である。
- (A 委員) リーフレット自体について言えば、一般の人が手にするものとして文面が難しすぎると感じる。例えば「家事調停」という言葉ではなく、「家庭の問題で困っている方へ」など、文面に工夫の余地はあるのではない

か。

(D委員) 銀行にも数多くのリーフレットがあるが、よく手に取られるリーフレットは、視覚に訴え、わかりやすいものである。ただし、詳しく伝える必要がある事項に関するリーフレットは、やはり文字が多く、難しいものになってしまう。

(A委員) ホームページについても同様に、司法に関する事項であるから記載を簡略化したりすることが難しいのは理解できるが、文字が多すぎるし、閲覧者は早く結論を知りたいのに、Q&Aにたどり着くまでに時間がかかりすぎている。例えば、トップ画面に「困っている人はこちらへ」と表示して、すぐにQ&Aにアクセスできるようにしたらどうか。

また、ホームページを閲覧するにはパソコンが必須と思われるが、パソコンより普及率が高いとされているスマートフォンに対応できるようにした方が利用しやすい。

(G委員) 高齢者はパソコンを利用しない人も多いが、若者は逆に広報紙などを見ない。10年先、20年先は、今以上にインターネットで情報を得ることが普通になるから、ホームページで質問を受け付け、そこから対面の手続説明につなぐという方法も考えてはどうか。

(H委員) 取材する立場からすると、原則として非公開手続である家庭裁判所は地方裁判所に比べると遠い存在であり、それは一般の人も同様だと思う。家庭裁判所の役割を記事で取り上げていくことで、一般家庭に家庭裁判所の役割を知ってもらうことができる。家庭裁判所の役割を知らしめることは、県民の利益にも資するので、積極的に取り上げていきたいが、記者が家庭裁判所の役割を理解していなければ伝えることができない。記者の側に家庭裁判所への理解が欠けている面もあるかもしれないので、記者を育てるという面からも、定期的に家庭裁判所の方と記者と意見交換をする場を設けて、距離を縮めるようにできないか。

(委員長) 家庭裁判所調査官の採用広報についての説明もあったが、家庭裁判所

調査官という職業はどれだけ知られているのだろうか。

(F 委員) テレビドラマで取り上げられていたので、家庭裁判所調査官という職業を知った。

(委員長) 家庭裁判所調査官は、人間諸科学に基づいて家庭問題の背景まで調査をして、裁判官と検討したり、意見を述べたりする役割を担っている。家庭裁判所には、人間諸科学を背景とした判断も期待されているから、重要な職業であり、能力のある人に家庭裁判所調査官を目指してもらいたいが、効果的な方法について意見を伺いたい。

(G 委員) テレビドラマや漫画などの効果も大きいとは思いますが、生徒指導の教員は、家庭裁判所調査官と関わりがあるので、教員が集まる場に出向いて家庭裁判所調査官という職業を説明してはどうか。地道な取り組みになるが、教員を通じて学生にも家庭裁判所調査官という仕事が伝えられる。

(E 委員) どんな人でも将来的に家庭裁判所の手続を必要とする可能性はあるので、広く一般に家庭裁判所の役割や手続を知らせておく必要はあると思うが、すべての人に裁判所から直接広報するのではなく、キーパーソンを通じて知ってもらう方法が効率的だと思う。

(G 委員) 一般に向けての啓蒙は重要であるが、固いイメージのある裁判所に直接相談に行くのはためられる。やはり、キーパーソンへの情報提供が有効である。

(委員長) そのためには、裁判所としては、キーパーソンへ情報提供できる機会を見逃さないようにしなければいけないと思う。

(H 委員) 広く一般に向けた広報でという意味では、マスコミをうまく使うことも必要である。国民に家庭裁判所の役割を知ってもらうことは重要であるし、子どものころから家庭裁判所の役割を伝えていくという教育も必要である。報道機関は事件の報道が中心になるが、家庭裁判所の事件傾向や話題を提供してもらえれば、積極的に記事として取り上げていきたい。

(委員長) 指摘のとおり，幼いころから，家庭の問題を解決していくという家庭裁判所の役割を伝え，有用であるというイメージを持ってもらうのも大切なことであると思う。

(C委員) 広報をする際に，相談者が求めている情報と裁判所が提供できる情報にギャップが生じる場合があるという点は注意しなければいけない。相談者が抱えている問題が，家庭裁判所の手続を経なければいけないのか，あるいはどういう基準で判断されるかなどの情報を知りたい人は多いと思われるが，裁判所としては個別事件の解決の目安を示すことはできないし，裁判所がどういうスタンスで解決を目指しているかということを示すこともできない。裁判所は答えられないことを明確にするとともに，相談者がたらい回しにされたと受け止められないように，裁判所がどんな場所か誤解を与えないように丁寧に説明をしてもらう必要がある。

以 上